

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

【国保】

D-96 ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター(PPI)投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D023-2 の 2 尿素呼気試験(UBT)の算定について(検査結果が陽性の場合)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター (PPI) 投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D023-2 の 2 尿素呼気試験 (UBT) の算定は、検査結果が陽性の場合であっても、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター (PPI) が投与されている患者に対する D023-2 の 2 尿素呼気試験 (UBT) については、PPI の静菌作用により検査結果が偽陰性となる可能性がある。

厚生労働省通知^(※)にも「ランソプラゾール等、ヘリコバクター・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後 2 週間以上経過していることが必要である。」と示されている。

このため、当該検査は PPI の投与を中止又は終了してから 2 週間以上経過後に実施する必要がある。一方、投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施し、結果「陽性」だった場合は、ヘリコバクター・ピロリ (HP) 感染について「真に陽性」と判断し得る。

しかし、ヘリコバクター・ピロリ (HP) 感染者の偽陰性率は PPI 服用中が 33%、服用中止後 3 日目 9%、7 日目 3%、14 日目 0%と報告されている。

本検査において重要なことは、偽陰性例（真の陽性例の見落とし）の発生を極力避けることによって、ヘリコバクター・ピロリ感染を正確に診断することである。

以上のことから、ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、PPI 投与

中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D023-2 の 2 尿素呼気試験 (UBT) の算定は、検査結果が陽性の場合であっても、原則認められないと判断した。

(※)「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号、最終改正：平成 25 年 2 月 21 日保医発 0221 第 31 号)

(参考文献) L Laine, R Estrada, M Trujilo et al. Effect of proton-pump inhibitor therapy on diagnostic testing for *Helicobacter pylori*. Ann Intern Med 1998, 129(7):547-50.